

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 2 条 〔略〕 2 ・ 3 〔略〕 <u>4 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第 5 号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</u>	（条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 2 条 〔略〕 2 ・ 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。